

「島田市観光地域おこし協力隊」募集要項

島田市では、「第2次島田市観光戦略プラン※」に基づき「観光で稼ぐ」ことの深化を目指しています。

そこで、令和7年10月に観光地域づくり法人（地域DMO）として登録された一般社団法人島田市観光協会（以下「島田市観光協会」という。）

や地域事業者の皆様とともに、持続可能な観光地域づくりを推進するために「島田市観光地域おこし協力隊員」を以下のとおり募集します。

※「第2次島田市観光戦略プラン」

URL: <https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyosei-docs/senryakuplan.html>



1 本市の概要

島田市は静岡県のほぼ中央に位置する、人口約95,000人の自然豊かなまちです。

江戸時代の情景を残す旧東海道大井川川越遺跡や、一面にお茶の木が広がる牧之原大茶園など、島田市ならではの歴史や文化が数多くあります。

産業面では、日本有数の茶の産地であるため、製茶工場や茶摘機製造など茶業に関連する地場産業が発展しています。その他、市内を流れる大井川の恩恵を受け、食品・飲料水製造や、パルプ・製紙業、林業なども盛んです。

気候は温暖で、雪はほとんど降ることがありません。また山や川、近くには海があり、多くのアクティビティを楽しむことができます。

東京へは最短90分、名古屋へは最短80分でアクセスすることができ、自然を感じながらも都市部へのアクセスもしやすい、都会と田舎の良いところが集結する立地です。



2 本市の観光の概要

本市の観光資源は、「トーマス号」や「パーシー号」が運行している本市で最も高い認知度を誇る「大井川鐵道」、世界一長い木造歩道橋としてギネス社の認定を受けている「蓬莱橋」、お茶と農業の体験型フードパーク「KADODE OOIGAWA」等を有しており、年間の観光交流客数は約 300 万人となっています。このうち宿泊客は約 25 万人となっており、観光交流客数に対する宿泊客の割合が低く、観光客 1 人当たりの観光消費単価が低いという課題があります。

こうした課題を解決するため、令和 8 年 4 月に島田市観光戦略プランを改定し、行政・島田市観光協会・地域事業者が一体となり持続可能な観光地域づくりの推進を計画しています。



©2026 Gullane (Thomas) Limited.



3 応募条件

(1) 応募資格（次のアからクまでの全ての要件を満たす方）

ア 令和 8 年 10 月 1 日現在、満 20 歳以上の方

イ 地域おこし協力隊の活動開始までの間に、本市に住民票を異動し、任期中本市に居住できる方

ウ 地域協力活動終了後においても、本市に定住する意欲のある方

エ 3 大都市圏をはじめとする都市地域等に住民票を有している方

※現在お住まいの住所が該当するかどうか、必ず事前にお問い合わせください。

オ 心身ともに健康で、かつ、誠実に職務が遂行できる方

カ パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、SNS など）の一般的な操作ができる方

キ 普通自動車運転免許を有している方

ク 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

(2) 求める人物像

- ア 行政や島田市観光協会、地域観光事業者及び市民と積極的にコミュニケーションを取ることができる方
- イ 地域の魅力を発信するために意欲的に活動できる方
- ウ 業務の遂行に必要なデータ・情報を収集し、収集したデータ・情報に基づき、課題解決のための施策を考え実行できる方
- エ 地域おこし協力隊としての社会的使命感や責任感を持ち、法律や市の条例等を遵守し適切な事業運営・管理ができる方
- オ 自ら地域社会に溶け込み、好奇心をもって、変化する環境や地域課題に柔軟に対応し、自らの能力を最大限発揮して、成果に結びつけることができる方

4 活動内容

「第2次観光戦略プラン」で設定した KGI 及び KPI 達成に向け、以下のような活動内容を予定していますが、具体的な内容については、行政・島田市観光協会・隊員との協議により決定します。

- (1) 宿泊客や観光客の増加に繋がる、恒常的な観光コンテンツの開発や運用
- (2) Web サイトや SNS 等を活用した、観光情報等の発信
- (3) 観光誘客事業の企画・実施（近隣市町と共同で実施するものを含む）
- (4) TOURIST INFORMATION おおいなび内での観光案内・物販販売事業
- (5) イラストレーターや Photoshop 等を使用した POP やチラシ類等の作成
- (6) 本市において活動する地域おこし協力隊員同士の連携・協働活動

※活動当初には、地域の方々や現役隊員、OB 隊員と交流する機会を設ける予定です。

5 募集人員

1 名

6 任期

- (1) 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任期開始日は、転入手続きの状況等を鑑み、本市と相談の上、柔軟に対応します。

- (2) 活動実績等が良好な場合は、1 年を超えない範囲で継続して委嘱し、基

本的に原則3年間まで延長できるものとします。

- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとします。
- (4) 任期終了後は、島田市観光協会の選考を経て、島田市観光協会の職員として働くことも可能です。

7 雇用形態

- (1) 市と委託契約後、個人事業主として活動していただきます。「島田市地域おこし協力隊員」として委嘱しますが、市との雇用契約はありません。
- (2) 市が委託する業務に差し支えのない範囲で副業は可能とします。なお、副業を行う場合は、届出が必要です。

8 活動条件

- (1) 活動場所

島田市全域

活動拠点：一般社団法人島田市観光協会

(島田市竹下 62 番地 TOURIST INFORMATION おおいなび内)

アクセス：大井川鐵道門出駅から徒歩0分



- (2) 活動時間

活動時間は、原則として月 124 時間以上とします。

※土日及び祝日の業務も含まれます。

- (3) 報償費（隊員に支給）

ア 月額 291,000 円（通勤手当、時間外勤務手当等の各種手当はありません。）

イ 活動時間が月 124 時間に満たない場合は、時間割り計算（1 時間当たり 2,346 円）によって支給します。

- (4) 活動経費（隊員に支給）

ア 月額 90,000 円

イ 活動時間が月 124 時間に満たない場合は、時間割り計算（1 時間当たり 725 円）によって支給します。

対象経費*	
住居に関する費用	隊員の住居に係る賃借料、共益費等
車両に関する経費	車両リース料等
燃料費	車両の燃料費
旅費交通費	公共交通機関運賃、有料道路料金、駐車料金、宿泊費等
PC 等の使用料	PC・スマートフォン等のリース料
通信費	PC・スマートフォン等の通信料
消耗品費	消耗品の購入費用
その他、市長が認めるもの	

※活動に伴い必要と認められるものに限る

(5) 福利厚生

隊員と本市の関係は、業務委託契約となります。このため、健康保険や年金等には各自で加入してください。

(6) 休暇等

有給休暇、各種休暇制度の取扱いはありません。受入先の島田市観光協会と調整のうえ取得してください。

9 活動にあたる個人情報の取扱い

- (1) 協力隊活動に際して知り得た情報には守秘義務が生じます。また、協力隊の任期満了後も同様とします。
- (2) 協力隊活動のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守していただきます。

10 応募手続

(1) 応募受付期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）～ 7 月 15 日（水）

(2) 提出書類

ア 島田市地域おこし協力隊応募申込書（別紙様式）

イ 観光プランの企画書とチラシ（※用紙サイズは A 4 とする。）

本市の観光資源を活用した観光プランを企画し、県外の人が行ってみたいと思う PR チラシを作成してください。

企画書には必ず以下の項目を記載してください。

<①コース名 ②立ち寄り先 ③時期 ④ターゲット ⑤費用 ⑥プランの告知方法⑦押しポイント>

※日帰りプラン、宿泊を伴うプランどちらでも可。

ウ 住民票の写し

発行から3か月以内のものとしします。

エ 普通自動車運転免許証の写し

オ 宣誓書

(3) 提出先

〒427-8501

静岡県島田市中央町1番の1

島田市 観光文化部 観光課 観光政策係

(4) 提出期限

令和8年7月15日(水)17時必着 ※消印有効ではありません。

(5) 提出方法

郵送、持参または電子申請(LoGoフォーム)にてご提出ください。

(6) 選考方法

ア 第1次選考(書類選考)

イ おためし地域おこし協力隊(1泊2日):第1次選考の合格者のみ実施
令和8年8月上・中旬

希望する方には、市内散策や本市の魅力探し、先輩協力隊員との交流等を計画しています。

※宿泊費は本市で負担します。(上限9,000円)

ウ 第2次選考(個別面接選考):第1次選考の合格者のみ実施

面接日:令和8年8月中・下旬

※面接方法は、対面での個別面接を実施します。

なお、会場までの交通費については、各自での負担をお願いします。

(7) 第1次選考結果通知及び第2次選考に係る通知

合否にかかわらず、第1次選考後に文書(電子メール)で全員に通知します。合格者には、第2次選考に関する通知を行います。

なお、令和8年7月31日(金)までに通知が届かない場合は御連絡ください。

(8) 第2次選考結果通知

合否にかかわらず、令和8年8月下旬文書(電子メール)で全員に通知します。

(9) その他

ア 「島田市移住促進地域おこし協力隊」との併願はできません。

イ 地震、台風などの災害等により、やむを得ず選考等の日程を変更する場合があります。

ウ 希望する方には、随時、電話や電子メール、Zoom 等で事前相談や現地案内（島田市オーダーメイド型移住体験ツアー）を受け付けますので、お気軽にお問い合わせください。

※島田市に来るまでの交通費については、各自での負担をお願いします。

11 問い合わせ先

島田市 観光文化部 観光課 観光政策係

TEL : 0547-36-7399

FAX : 0547-37-8200

Mail : kankou@city.shimada.lg.jp